平成２１年（フ）第３８５５号
大阪市中央区谷町２丁目５番４号エフベースラドルフビル710号室
破産者　株式会社コンフォート
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９１号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台２丁目４番地18
破産者　有限会社ウィン
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘１丁目８番６号
破産者　株式会社ウィンプリュス
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川799番地２
破産者　中津留　剛
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２３号
和歌山県新宮市王子町１丁目12番39号
破産者　山本　泰子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２０年（フ）第９２号
山口県光市浅江７丁目24番29号
破産者　有限会社バイショウ
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１４７２号
北九州市小倉南区横代北町４丁目14番７号
破産者　有限会社ヨシタニ住建
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第７６号
山形県南陽市若狭郷屋664番地の２
破産者　有限会社マルタカ建設
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２０３号
茨城県小美玉市野田156番地50、前住所千葉県印西市小倉台２丁目２番地１棟1008号
破産者　岡田　正男
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第５３６号
福井市開発４丁目215番地
破産者　株式会社南建設
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５８２号
福井市門前２丁目920番地
破産者　有限会社オートサービス森口
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６１２号
福井県大野市水落町８番25号
破産者　富田　祐吉
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６１３号
福井県大野市水落町８番25号
破産者　富田　照代
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２号
福井県鯖江市別所町第30号42番地
破産者　杉原つたゑ
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９１号
福井市花堂南１丁目２番６号
破産者　新成測量設計株式会社
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２０３９号
京都市上京区御前通今小路上ル馬喰町898番地
破産者　有限会社川面製材
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第８６号
島根県益田市高津町ロ819番地１
破産者　丸反観光株式会社
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第７１号
山口県宇部市西平原２丁目２番７―102号
破産者　宮本朱美江
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成１９年（フ）第１２４５号
高知県土佐市出間61番地１
破産者　双葉生コン株式会社
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９７号
宮城県石巻市南浜町４丁目17番13号
破産者　永沼　英穂
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
神奈川県横須賀市池上７丁目４番３号　ベル池上壱番館201
破産者　田上　一彦
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部